

貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響により減少している観光需要の回復を図るため、県内の旅行等において貸切バス・貸切タクシーを利用する際の運賃及び料金に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、「貸切バス」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業のうち、法第4条の許可を受けて、岩手県内を営業区域として行うものをいう。

2 「貸切タクシー」とは、法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く）が、法第4条の許可を受けて、岩手県内を営業区域として行うもののうち、法第9条の3の規定に基づき時間貸切運賃または観光ルート別運賃として国土交通大臣から認可を受けている運賃により行う運送事業をいう。

(補助事業者)

第3 補助金の交付対象事業者は、東北運輸局岩手運輸支局の認可を受け、岩手県内を営業区域として行う一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く）とする。

(補助事業、補助金の額、申請上限額及び補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象事業（以下「補助事業」という。）、補助金の助成要件（以下、「助成要件」という。）、補助金の額及び補助金申請を行うことができる上限額（以下「申請上限額」という。）は、別表第1のとおりとする。

2 補助対象経費は、貸切バスの運賃及び料金、貸切タクシーの運賃とする。

(実績報告)

第5 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第6 知事は、第5の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第7 補助金は、第6の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただ

し、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別に定める日までに補助金精算（概算）払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下期日）

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

（事業遂行状況の報告）

第9 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。

（立入検査等）

第10 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（提出書類及び提出期日）

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする

（補助金交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12 知事は、対象事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（書類の整備等）

第13 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（その他）

第14 知事は、対象事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月10日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表第 1 (第 4 関係)

補助事業及び助成要件	補助金の額	申請上限額
<p>下記の要件を満たす貸切バスの運行</p> <p>(1)利用者から事前に利用申込書(様式第7号)が提出されていること。</p> <p>(2)到着地が岩手県内であること。</p> <p>(3)国、自治体の利用、宗教活動・政治活動を目的とした利用ではないこと。</p> <p>(4)定期輸送(スクールバス、企業の従業員送迎等)での利用ではないこと。</p> <p>(5)募集型の旅行商品としての利用ではないこと。</p> <p>(6)「全国旅行支援」の宿泊旅行商品(交通付)のうち、同一の貸切バスの利用を含む旅行商品との併用ではないこと。</p> <p>(7)他の割引補助等との併用ではないこと。</p>	<p>運賃及び料金の1/2以内の額。</p> <p>ただし、1日1台当たり75,000円を上限とする。</p>	<p>1事業者当たり1,500,000円</p>
<p>下記の要件を満たす貸切タクシーの運行</p> <p>(1)利用者から事前に利用申込書(様式第7号)が提出されていること。</p> <p>(2)到着地が岩手県内であること。</p> <p>(3)1時間以上の貸切利用であること。</p> <p>(4)国、自治体の利用、宗教活動・政治活動を目的とした利用ではないこと。</p> <p>(5)定期輸送(スクールタクシー、企業の従業員送迎等)での利用ではないこと。</p> <p>(6)募集型の旅行商品としての利用ではないこと。</p> <p>(7)「全国旅行支援」の宿泊旅行商品(交通付)のうち、同一の貸切タクシーの利用を含む旅行商品との併用ではないこと。</p> <p>(8)他の割引補助等との併用ではないこと。</p>	<p>運賃の1/2以内の額。</p> <p>ただし、1日1台当たり30,000円を上限とする。</p>	<p>1事業者当たり1,000,000円</p>

別表第 2 (第 11 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	貸切バス・貸切タクシー利用促進事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、名義人(フリガナ)が分かる部分の通帳の写し 3 その他知事が必要と認める書類	第1号 第2号	各1部	別に定める日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	貸切バス・貸切タクシー利用促進事業変更承認申請書 貸切バス・貸切タクシー利用促進事業中止(廃止)承認申請書 1 事業計画書	第3号 第4号 第2号	1部 1部 1部	当該事業の変更(中止、廃止)を行う日の14日前まで